

意見提出者	個人
1. 項目	我が国に於けるレジストラ（レジストリを含む）に対する監督・規制・罰則強化の提言
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	『(通称) 迷惑メール法』の法改正が行われ、一時は迷惑メールの流通量が減少する事が期待されたが、抑止力として機能しているとは言い難く、唯一と思われる通報窓口：迷惑メール相談センター (http://www.dekyo.or.jp/soudan/) へ通報しても抑止効果(即効性)は“ゼロ”であり、一向に止まらない迷惑メールに対して一般の利用者は既に諦めてしまっているような感がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	また、正当なサービスを提供しているにも関わらず、横行する迷惑メールにより疑念を持たれるなどの実害が既に発生している。これは長短期を問わず、ICTそのものに対する不信感を増大させ、一般利用者のICTに対する期待や信頼、利便性を損なうのではないかと危惧する。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>『架空名義の携帯電話は犯罪に利用されるから...』と、厳しく取り締まるが、所有者不明、または虚偽の情報で取得されたドメインは『野放し状態』なのは何故か？同じ”通信”という分野で在りながら、しかもICTの基盤となる筈の『ドメイン』が現状の無法状態で登録され続けては、健全なICTの発展・活用は絶望的である。</p> <p>ドメインの所有者情報の開示を拒む理由として【個人情報保護】や【通信の秘密】を挙げるレジストラが殆どであるが、ドメインの所有者は【情報の発信者側】および【サービスの提供者側】に位置し、ドメインの所有者は電話会社や携帯電話のキャリア等と同じ存在だと考えられる。非商用や個人の趣味等で開設されたサイトやブログに使用されるドメイン所有者の個人情報を守られるべきであるが、商用目的、しかも迷惑メールで喧伝される出会い系を筆頭にしたサイトのドメイン所有者を秘匿する必要が何処にあるのだろうか？</p> <p>この『ドメイン』を管理・取得代行を行う事業者、『レジストリ(jPRS)』や『レジストラ』に対する監督、義務、規制、罰則は皆無であり、虚偽・架空の住所・氏名・連絡先でも『ドメイン』の取得・運用が可能となっているのが現状である。迷惑メールの発信や誘導先サイトに使用されるドメインは、その殆どが『取得者本人未確認』のドメインであり、こうした状態で取得・運用されるドメインが違法行為(迷惑メール送信は立派な違法行為)を助長しているのは誰も否定出来ない。</p> <p>■NEWS Link : ITmedia: スпамサイトを追い出せ！ : ICANN、「スパマー御用達」のドメイン登録業者に警告 http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0805/27/news022.html</p>

■HP Link : spam-db.jp

レジストラ検索

http://spam-db.jp/search/search_reg.php

地球規模で運用されるインターネットにおいて、迷惑メール送信を停止させる有効な手段は現状では無い等しいが、少なくとも『 This Domain is made in Japan 』の迷惑メールは『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』にレジストラ規制・責任の項目を盛り込む事によって一定の効果が期待できるのではないかと？

これは、我が国の I C T に対する信頼確保の姿勢を世界にアピールし、『.jp』ドメインに対する世界的な信頼度を上げる事にも繋がり、『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』の主旨にも合致するのではないだろうか？

『.jp』以外の『.com』『.net』等の gTLD、および ccTLD については、国内事業者は二次レジストラでしかないが、『日本のレジストラで取得したドメインなら大丈夫』といった様な、国内に限定されない副次的な効果も期待できる筈である。

少なくとも我が国の現状では TVCM で『JP ドメインは安心！』といった根拠の無い、無責任な情報を流布するような某レジストリは不要であるし、動画共有サイトを通じて世界中にお粗末な”日本のレベル”を喧伝した事は確かである。

また、最も迷惑メールの被害に晒されている、一般の利用者にとって、行政窓口が一元化されていない現状では、レジストラに黙殺、または誠意の無い返答が予想出来ても『メールで苦情』が唯一の手段でしかない。
※通報窓口を設けているレジストラも一部には存在するが、一方通行なのが実体であり、調査・対応状況の連絡は皆無である。

官民が情報を共有し、調査・指導・一般利用者への結果報告、啓蒙活動等、一連のルーティンワークが確立されていれば、一般的に情報弱者であるとされる小児、女性、高齢者も安心して積極的に I C T に『参加（利用）可能』なのではないだろうか？逆に”電子立国”を実現するには、こうした情報弱者とされる潜在的な利用者の積極的参加、利用が必要不可欠であり、その為には I C T の根幹を支える『ドメイン』に対する信頼度向上は速やか行う必要がある『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』には、『国内レジストラ』に対する項目を設ける必要があると考える。